

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第9項中「入所して」を「通所して」に改める。

第6条第9項中「入所して」を「通所して」に改める。

第23条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第59条第3項および第67条第4項中「入所して」を「通所して」に改める。

第71条第4項および第104条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第40条の2」の次に「（新条例第58条、第62条、第76

条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「新条例第40条の2」に改める。

附則第3項中「第40条の3第2項」の次に「（新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条および第88条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。